

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合は町民福祉課へご連絡ください。

所得超過などにより支給停止となっている方でも、現況届を提出することにより新たに該当する場合がありますので必ず提出をお願いします。

【受付期間】 必ず期間中に提出してください。

児童扶養手当 8月3日(月)～31日(月)

特別児童扶養手当 8月12日(水)～9月11日(金)

※児童扶養手当現況届の手続きの際は必ず児童扶養手当証書をお持ちください。

※令和8年1月1日現在で神川町に住民登録がない方は、令和8年1月1日現在で住民登録していた市町村で発行された「所得証明書」の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

発達がちょっと気になる子ども達を知ろう ～子育てのヒント～

問合せ 埼玉県自閉症協会事務局 ☎090-6144-2793(平日午前10時～午後5時)
町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

普段の生活の中で「落ち着きがない」「お友達とのトラブルが多い」「何度も教えているのにできない」など、お子さんのことについて悩んでいませんか？発達障害のある子どもを育ててきた保護者の方々が、同じような悩みや経験を持つ立場から、子育てについて相談にのります。育児の中で「(発達が)ちょっと気になる」と思って悩んでいるなら、ペアレントメンターの話聴いてみませんか？

ペアレントメンターってどんな人たち？

ペアレントメンターとは、埼玉県とさいたま市の研修を受けて養成された人材です。発達障害(自閉スペクトラム症・ADHD・LD・発達性強調運動障害など)のある子どもを育てた経験を活かし、同じ親の立場として専門家とは違った視点で悩みを抱える方の話を聴いたり、情報提供などの支援を行っています。

【日時】 10月6日(火)午前11時～午後1時

※悪天候等により、予備日(11月9日(月))時間会場は同じ)に変更する場合があります。

【場所】 神川町保健センター分室

【内容】 講義や支援ツールの解説、質疑応答を予定

【対象】 発達がちょっと気になる、発達障害の疑いがある、発達障害のある子どもの保護者(神川町在住)

※子どもの対象年齢は小学3年生までです。

【申込み】 9月28日(月)までに

- 申込フォームから申込み
- 町民福祉課へ連絡



申込フォーム

神川町災害時避難行動要支援者制度

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎ 0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害を持つ方などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするために「神川町災害時避難行動要支援者制度」を設けています。

これは、それぞれの地域での自助(自分の身は自分で守る)と共助(助け合い)を基本として要支援者の支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指すものです。

要支援者

①から⑦に該当する方のうち、災害時に地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を地域支援者等(地域支援者、民生委員・児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会)へ提供することに同意した方です。施設などに長期で入所している方は対象になりません。

①身体障害者手帳1～3級を所持する方	②療育手帳①・Aを所持する方
③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方	④要介護認定3～5を受けている方
⑤町の生活支援を受けている難病患者の方	⑥75歳以上の方で構成されている世帯の方
⑦その他町長が必要と認めた方	

地域支援者

災害時に要支援者のもとにかけつけることができる隣近所の人など、地域で一緒に暮らす人です。地域支援者にはできる範囲での支援をお願いするもので、災害時の避難支援において義務や責任をとまなうものではありません。

登録台帳の活用

登録台帳は地域支援者などに提供され、次のような支援に活用されます。

災害時



避難誘導



救助活動



安否確認

日常生活



声がけ・相談

登録方法

75歳以上の方で構成されている世帯へは、地域の民生委員・児童委員が訪問し、この制度への登録希望の有無を確認します。その他上記①から⑤に該当する方で、登録希望の方は地域の民生委員・児童委員または町民福祉課へ申し出てください。

この制度に登録するには、地域支援者を2名程度選定してください。

注意事項

3年ごとに登録台帳の見直しを行っています。すでに登録されている方でも、再度登録をしてください。
※上記①から⑤に該当する方は、改めてお申し出ください。